![C:\Users\ioas_user\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\U9VH80CR\MC900251609[1].wmf]()![C:\Users\ioas_user\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\6YDK6WGW\MC900441824[1].wmf]()

　　食品表示に係る景品表示法の趣旨・内容の周知を図るため、研修会を開催します。

食品表示のルールについて、事業者、消費者ともに学べる研修会となっていますので、

ぜひご参加ください。

１　日　時　　平成２６年８月５日（火）１３時３０分～１５時４０分（受付開始１３時）

２　場　所　　高知市総合あんしんセンター　３階 大会議室

　　　　 　　高知市丸ノ内１丁目7-45

３　対象者　　食品の製造・販売業者、食品関係事業者、消費者、行政機関

４　参加料　　無料

５　募集人数　定員１５０人

６　内　容　　「食品表示に係る景品表示法について」　 　 　（13：30～15：40）

　　　　　　　　講師：消費者庁表示対策課

７　申込方法　 別紙参加申込書兼質問登録書を郵送、ＦＡＸまたはメールにて

お申し込みください。

**申込締切：平成２６年７月２８日（月）**

ただし、定員になり次第、締め切らせていただきます。

（参加不可の場合のみ、当方よりご連絡します。）

８　その他

（１）質疑応答

　 　　ア）御質問がある場合は、別紙により事前に御質問の登録をお願いします。
　 　　イ）研修会においては景品表示法の考え方を御説明することになりますので、あらかじ

め御了承ください。なお、御質問が個別具体的なものを前提としたものである場合は、専用の相談窓口が設けられておりますので、直接そちらへ御相談ください。

（事業者からの相談窓口：消費者庁表示対策課03-3507-8800 （内線2364））

（２）注意事項

　　　ア）研修会の録音、録画、写真その他これに類する行為は御遠慮ください。
　　　イ）研修会における説明においては、理解促進の観点から、説明担当者の個人的見解や例示を

交え御説明しますので、必ずしも消費者庁としての公式的な見解を示すものではないこと、

また特に、具体的な問題については、景品表示法の違反との兼ね合いが生じることから、あ

くまでその示す見解は一般的なものにとどまることをあらかじめ御了承ください。

※　会場の駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。

【申込先、お問い合わせ先】

高知県文化生活部　県民生活・男女共同参画課

　　　　消費担当　千光士、谷脇

〒７８０－８５７０　　高知市丸ノ内１丁目２－２０

TEL：088-823-9653　　FAX : 088-823-9879

Ｅ-ｍail：141601＠ken.pref.kochi.lg.jp

表示に関する説明会を開催します。

主催：高知県